

一般社団法人日本柔道整復接骨医学会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本柔道整復接骨医学会と称し、英文では、The Japanese Society of Judo Therapy と表示する。

(主たる事務所等)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都台東区に置く。

2 当法人は、理事会の決議を経て必要な場所に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 当法人は、柔道整復接骨医学に関する学理とその応用に関する研究発表及び連絡、知識の交換、情報の提供などを行い、もって柔道整復接骨医学に関する進歩普及を図り、学術の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表及び学術講習会等の開催
- (2) 学会誌、学術図書及び資料の刊行
- (3) 調査研究の実施
- (4) 国内及び国外の関連学会との交流並びに協力
- (5) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (6) 会員の生涯学習に関する事業
- (7) 認定柔道整復師の認定に関する事業
- (8) その他、目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第 2 章 会 員

(種 別)

第 5 条 当法人の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 柔道整復師又は臨床若しくは基礎を問わず柔道整復・接骨医学に学問的関心を持つ個人又は法人
- (2) 学生会員 柔道整復専門学校又は大学若しくは大学院に学籍を有し、柔道整復・接骨医学に関連する課程を修めている者
- (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を援助する個人又は法人
- (4) 名誉会員 当法人に特に功労のあった者で、理事会の決議をもって推薦された者

(入 会)

第 6 条 当法人に入会しようとする者は、当法人所定の様式による入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、名誉会員は入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第 7 条 会員は、別に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

- 2 入会金及び年会費の改定は、理事会及び評議員会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 名誉会員は、入会金及び年会費を納めることを要しない。
- 4 既納の入会金及び年会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退 会)

第 8 条 会員は、当法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議後、社員総会に付議するものとし、社員総会の決議を経て、会長が当該会員を除名することができる。ただし、決議に当たっては、あらかじめ理事会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、また目的に違反する行為があったとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 年会費を1年以上滞納したとき
- (2) 死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき若しくは法人である会員が解散したとき
- (3) 総会員の同意があったとき

(会員名簿)

第 11 条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

(種 類)

第 12 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(開 催)

第 13 条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。なお、臨時社員総会は、必要がある場合に随時開催する。

(構 成)

第 14 条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(招 集)

第 15 条 定時社員総会は、毎年1回会長が招集する。
2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
3 社員総会の招集通知は、開日より1週間前までに会員に対して発する。

(議 長)

第 16 条 社員総会の議長は、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第 18 条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者及びあらかじめ他の会員を代理人として委任状を提出した者は、出席とみなす。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) 不可欠特定財産の処分
 - (6) その他法令で定められた事項

(決議事項)

第 19 条 社員総会は、次に掲げる事項を決議することができる。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録・貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）についての事項
- (4) 会員の除名
- (5) 理事及び監事の選任又は解任
- (6) 理事及び監事の報酬等の額
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 不可欠特定財産の処分の承認
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役員等

(役員を設置等)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、2名以内を副会長とすることができる。

(役員を選任等)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及び監事はこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第 23 条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐する。

3 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

4 会長、副会長及び理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査することができる。

(任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事及び監事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまで、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第 27 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬として支給することができる。

2 役員には、理事会の決議によって、費用弁償をすることができる。

(評議員)

第 28 条 当法人は、50名以上70名以内の評議員をおく。

2 評議員は、別に定めるところにより、正会員の中から選挙する。

3 評議員は、役員を兼ねることができない。

4 評議員には、第 25 条及び第 26 条前段の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第 29 条 評議員は評議員会を組織し、この定款に別に定めるもののほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し必要と認める事項について審議し助言する。

(名誉会長・顧問及び相談役)

第 30 条 当法人に、名誉会長並びに若干名の顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長・顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

3 名誉会長・顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 名誉会長・顧問及び相談役は、当法人の会議に出席し自由に意見を述べるることができる。ただし表決権はないものとする。

5 名誉会長・顧問及び相談役には、第 25 条第 1 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事及び監事」とあるのは「名誉会長・顧問及び相談役」と読み替えるものとする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 31 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長の選任及び解任

(4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、これに署名若しくは記名押印する。

第 6 章 評議員会

(構成)

第 37 条 当法人は、評議員会を置く。

2 評議員会は評議員をもって構成する。

(召集)

第 38 条 評議員会は、毎年 1 回会長が招集する。ただし会長が必要と認めたとき、又は評議員現在数の 3 分の 1 以上から付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求されたときはその請求があった日から 30 日以内に、臨時評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第 39 条 評議員会の議長及び副議長は、評議員の互選により選任する。

2 評議員会の議長及び副議長の任期は、評議員の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(評議員会の決議事項)

第 40 条 評議員会は、次の各号に掲げる事項について決議し、理事会に対し意見を述べることができる。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 財産目録、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）についての事項

(4) その他、当法人の事業に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

(評議員会の定足数)

第 41 条 評議員会は、評議員現在数の 2 分の 1 以上の者が出席しなければその議事を開き、決議することができない。ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表明した者及びあらかじめ他の評議員を代理人として委任状を提出した者は出席とみなす。

2 評議員会の議事は、この定款に別に定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(議事録)

第 42 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、評議員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 43 条 当法人の資産は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

(3) 資産から生ずる収入

(4) 事業に伴う収入

(5) 寄付金

(6) 前各号に掲げる以外の収入

(資産の種類)

第 44 条 当法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「公益認定法」という。）第 5 条第 16 号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

3 前項の財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第 45 条 当法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の決議を経て定期預金等とする

確実な方法により会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 46 条 基本財産は、譲渡、交換及び担保に供すること、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、当法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会、評議員会及び社員総会の決議を経て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 47 条 当法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算並びに暫定措置)

第 48 条 当法人の事業計画書及びこれに伴う収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、会長が作成し、理事会、評議員会及び社員総会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 49 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査及び理事会の承認を受け、評議員会及び定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

(7) 会員の異動状況書

2 前項第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事業所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 業務監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 50 条 代表理事は、公益認定法施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 5 号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第 51 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更並びに解散

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

2 当法人が公益認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第 53 条 当法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 54 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この当法人の目的と類似の目的を有する公益法人に贈与するものとする。

第 9 章 委員会

(委員会)

第 55 条 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(設置等)

第 56 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公 告

(公告の方法)

第 57 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委 任)

第 58 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は理事会の決議により別に定める。

第 13 章 附 則

(最初の事業年度)

第 59 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(設立時役員等)

第 60 条 当法人の設立時理事は、次のとおりである。

設立時会長	櫻井 康司
設立時執行副会長	米田 忠正
設立時執行副会長	木山 時雨
設立時執行理事	石川 紀道
設立時執行理事	石原 誠
設立時執行理事	齋藤 哲也
設立時執行理事	関 裕二郎
設立時執行理事	五月女欣也
設立時執行理事	高崎 光雄
設立時執行理事	長尾 淳彦

- | | |
|---------|-------|
| 設立時執行理事 | 松岡 保 |
| 設立時執行理事 | 安田 剛 |
| 設立時執行理事 | 山口登一郎 |
- 2 当法人の設立時監事は、次のとおりである。
- | | |
|---------|------|
| 設立時執行監事 | 田村 清 |
| 設立時執行監事 | 笥 健史 |
- 3 この定款の施行後の最初の役員は、施行前の方法であらかじめ行った評議員選挙において選出された者とする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 61 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	櫻井 康司
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	米田 忠正
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	木山 時雨
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	石川 紀道
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	石原 誠
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	齋藤 哲也
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	関 裕二郎
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	五月女欣也
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	高崎 光雄
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	長尾 淳彦
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	松岡 保
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	安田 剛
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	山口登一郎
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	田村 清
住所	(個人情報保護のため記載せず)
氏名	笥 健史

(設立時の主たる事務所の所在場所)

第 62 条 当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりとする。

東京都台東区北上野一丁目 8 番 5 号

(施行)

第 63 条 この定款は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。